## 『公務員試験 最初でつまずかない民法Ⅱ』 訂正・追録表

(初版第1刷用)

## 【訂正】

●30ページ 例題1の本間のポイント!選択肢3の4行目(初版第2刷で訂正予定)

誤:債権者が債務者に… 正:債務者が債権者に…

●56ページ 側注「不特定物の場合」の5行目(初版第2刷で訂正予定)

誤:ただ、特定物であっても、… 正:ただ、不特定物であっても、…

●58ページ 例題 5 の本間のポイント! 最終行(初版第 2 刷で訂正予定)

誤:本問の正答は3です。 正答 3 正:本問の正答は2です。 正答 2

●69ページ 本文の下から3行目(初版第2刷で訂正予定)

誤:第三債務者 B として… 正:第三債務者 C として…

●252 ページ 図中 B (初版第 2 刷で訂正予定)

誤:伯父の妻

正:伯父の妻の姉

●252 ページ 側注「親族と親類・親戚の違い | 12-13 行目(初版第 2 刷で訂正予定)

誤:伯父の妻

正:伯父の妻の姉

## 【追録】

令和 6 年 4 月 1 日から施行される民法改正法のうち、懲戒権に関してはすでに施行されているため、下記を修正します。

●270ページ 側注「親権の制限」12 行目以降を下記に差し替える(初版第 2 刷で訂正予定) 親権の停止は平成 23 年 (2011 年) の法改正で新設された制度ですが、児童虐待問題に対応するため、令和 4 年に、さらに民法の一部が改正され、親の懲戒権を定めた旧 822 条の規定が削除されました (現 822 条は別の規定になっています。この改正は令和 4 年 12 月 16 日から施行されています)。

以上 株式会社 実務教育出版